

## 研究科プロジェクト進捗状況

### ALECの進捗状況

平成19年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラム「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成」にもとづき、一昨年から、専任教員と特任教授による「アドバンス・リーガル・エデュケーション&キャリアセンター(ALECセンター)」が組織されました。

ここでは、民事法、刑事法、公法、シミュレーション教育、コミュニケーション力の各研究会が開催されています。また、模擬的な実践教育やエクスターンシップなどの授業効果を継続的に実施・検証する一方、在学生や修了生に対する就業支援の一環として、外部の関係団体とのネットワークを構築するほか、各種分野で活躍する実務家を招いて、シンポジウムやスーパーロイヤリングを開催してきました。

いずれも、参加した学生諸君から好評を得ており、今後は、これらの活動を教材にまとめるとともに、広く関係団体等や他の法科大学院に教育用資料として提供する予定です。(佐久間修・副研究科長)



### 再チャレンジプログラムの進捗状況

平成20年度に採択された文部科学省の再チャレンジ支援経費に係る事業において、9名の大阪大学OBの弁護士がアドバイザーとして、社会人経験者や他学部出身者から成る7つのグループ(31名)に対して、彼らが本研究科での法律の学習にできるだけ早期に、かつ、スムーズに適應できるよう、月2回程度を目途に、導入・基礎教育に重点を置いた指導を実施しています。本研究科の修了生や在学生の成績優秀者が弁護士アドバイザーのアシスタントを務めています。(谷口勢津夫・副研究科長)

### 研究科・運営委員会の動き

2008年度の研究科・運営委員会の活動について次の4つの点についてご紹介したいと思います。

第1に、法科大学院第三者評価(大学評価・学位授与機構による)本評価の受検とそれに向けての自己点検・評価活動についてです。これに関する最大の成果としては、本紙掲載の関係記事に指摘されているように、教育の質の確保のための様々な改善が行われたことです。本年早々に評価結果が内示されますが、その結果をふまえた検証が次年度には課題となることでしょう。

第2に、文系総合研究棟の新設とその有効活用による教育環境の充実化策の実施についてです。4~7月のシックハウス問題の発生という困難を乗り越え、本部との連携による適切な対応により、8月以降、充実した学生の自習環境を実現でき、第2学期が開始された10月以降、昨年度までの教学環境は飛躍的に改善されました。

第3に、外部資金の活用による教育の質の向上についてです。これに関しては、すでにプロジェクトの進捗状況で紹介されたALECセンターの活動と再チャレンジプログラムで成果を上げつつあります。こうした活動について、実務家からの継続的な教育支援が課題となっていました。これに関しては、昨年10月本研究科の支援を目的として、本学法学部出身の法曹OBからなる「阪大法曹会」が再活性化され、そこからの継続的な教育支援が期待できる体制が整いました。

第4に、新司法試験合格後のキャリア支援への取り組みについてです。本年度3期目の修了生を送り出すことになった本研究科にとって、これが焦眉の課題となっています。これに関しては、ALECセンターと学生生活等サポート委員会との連携により、10回にわたってスーパーロイヤリングが開催されるなど、学生たちが、法曹界・産業界・官界にわたって第一線で活躍する方々に接する機会が設けられたことは、大きな成果でした。

#### 10月~12月 研究科の動き

- 10月 4日(土): ALECセンター主催連続講演会 第6回スーパーロイヤリング「立法のプロセスと条文の読み方 ~法律はどのようにしてできあがるか~」開催
- 10月14日(火): 研究科長が安全衛生委員会委員及び安全衛生管理部と施設の合同巡視
- 10月15日(水): 平成21年度入学者選抜試験(特別選抜)合格者発表
- 10月18日(土): ALECセンター主催連続講演会 第7回スーパーロイヤリング「日本版パブリックディフェンダーを目指して ~刑事弁護という選択・法テラスという選択~」開催
- 10月23日(木): 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催公開講義「知的財産権を巡る我が国の現状と課題」開催
- 10月27日(月)~31日(金): ファカルティ・ディベロップメント委員会が第2学期授業見学会を実施
- 10月30日(木): 学生生活等サポート委員会・ALECセンター主催講演会「アジアに対する法整備支援について」開催
- 11月 6日(木): ALECセンター主催連続講演会 第8回スーパーロイヤリング「刑事弁護活動の実際 ~「刑事専門弁護士」ではない弁護士による刑事弁護~」開催
- 11月10日(月)~11日(火): 研究科が独立行政法人大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価 訪問調査を受検
- 11月12日(水): フランス・リヨン第3大学ユーグ・フルシロン学長が本研究科を訪問 研究科長主催講演会「ヨーロッパ型家族は存在するか?」開催
- 11月14日(金): 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催公開講義「わが国産業界の将来 ―企業の見方、学生に望むこと―」開催
- 11月15日(土)~16日(日): 平成21年度入学者選抜試験(一般選抜)実施
- 11月17日(月)~21日(金): 教務委員会が第2学期授業改善アンケートを実施
- 11月20日(木): 検察官講演会「捜査・公判における検事の役割」開催 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催公開講義「経済成長力の強化とICT政策」開催
- 11月28日(金): 研究科長が学術交流協定校 韓国・建国大学校を訪問
- 12月 3日(水): 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催講演会「税務行政の現状」開催
- 12月 4日(木): 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催公開講義「TOB制度における価格決定の攻防」開催 ALECセンター主催連続講演会 第9回スーパーロイヤリング「弁護士の就職と転職」開催
- 12月 8日(月): 大阪弁護士会が本研究科授業を参観(第1部)
- 12月11日(木): 平成21年度から特待修了生制度を新たに設けることを決定
- 12月17日(水): 平成21年度入学者選抜試験(一般選抜)合格者発表
- 12月18日(木): ALECセンター主催連続講演会 第10回スーパーロイヤリング「Associate Lawyer vs. In-house Lawyer」開催
- 12月19日(金): 大阪弁護士会が本研究科授業を参観(第2部)



**oils**  
Osaka University Law School

ニューズレター

創刊号 **No.1**

### 創刊号に寄せて

高等司法研究科と皆さんを結ぶニューズレターが創刊されました。ここに第一号をお届けします。高等司法研究科で何が行われているのか、また何を指し、どのように問題と取り組んでいるのかなどについて、高等司法研究科の現状を読者の皆さんに語っていきます。

透明性を高めることによって、読者の皆さんが高等司法研究科を身近に感じていただき、改善や問題解決に向けての率直なご意見も頂けるものと思っています。また、教員や職員にとっても、現状を反省する機会にもなります。高等司法研究科は、教員も職員も、学生も頑張っており、絶えず前進しつつあるのだということが伝わるのか、それとも停滞して問題が山積していると伝わるのか・・・、われわれにとっても反省の契機になります。

高等司法研究科は、ここ数年の間に多くの改革を行ってきました。しかし、よりよい法科大学院を目指しての改革には、終わりということはありません。まだまだ磨きをかけて行く必要があります。生じうる問題や新しい波を事前にキャッチして、改善を行うようにしています。この意味では、高等司法研究科のスタッフは、熱い使命に燃えた、エネルギーあふれる集団です。今後とも、未来に向けての歩みを、確実なものとして豊かなものとしていきます。

平成20年度にも、大きな節目がありました。ニューズレターでお知らせする高等司法研究科の現状が、前向きな姿として読者の皆さんに写るように、がんばって行きます。

このニューズレターによって、読者の皆さんとの距離が近くなればと願っています。

高等司法研究科長  
松川正毅



創刊号に寄せて  
新司法試験の結果とその分析  
法科大学院認証評価について  
旅立つ人へ ~教員から学生へ  
ALECの進捗状況  
再チャレンジプログラムの進捗状況  
研究科・運営委員会の動き

...P1  
...P2  
...P3  
...P3  
...P4  
...P4  
...P4

お問い合わせ  
大阪大学大学院高等司法研究科  
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-6  
TEL: 06-6850-6948  
HPアドレス <http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>  
発行者  
大阪大学大学院高等司法研究科  
発行: 2009年1月

# 新司法試験の結果とその分析

副研究科長 谷口勢津夫

2008年新司法試験は、5月14日・15日・17日・18日の4日間にわたって実施され、9月11日に合格者が発表されました。本研究科からは127名が受験しましたが、103名が短答式試験を突破し、最終的には49名が合格しました。受験者数をベースとした合格率は全国平均33%（既修者44.3%・未修者22.5%）に対して38.6%（既修者75%・未修者31.8%）でした（表1参照）。

2006年が21名受験・10名合格で全国平均48.3%に対して47.6%、2007年が73名受験・32名合格で全国平均40.2%（既修者46.0%・未修者32.3%）に対して43.8%（既修者68.8%・未修者36.8%）だったのに比べると、全国平均の合格率との関係では相対的に合格率は上昇しているといえます。

この結果は、「既修入学者の割合が高い法科大学院もあるなかでの結果としては、健闘しているといえるだろう。」（法学セミナー2009年1月号6頁）と評価されています。

ただ、法科大学院としては、受験者数のみに着目して新司法試験の結果を分析するのではなく、むしろ、責任をもって教育し修了させた修了者の数に着目して結果を分析すべきであると思います。本研究科では、

現時点で修了者数と合格者数との関係を入学年度別・既修者未修者別に振り返ってみると、2004年度入学者のうち既修者（21名）については21名修了・17名合格（累積合格率81.0%）、未修者（89名）については77名修了・29名合格（37.7%）、2005年度入学者のうち既修者（9名）については7名修了・7名合格（100%）、未修者（89名）については72名修了・26名合格（36.1%）、2006年度入学者のうち既修者（17名）については16名修了・12名合格（75.0%）となっています（表2参照）。

この場合も、既修者の合格率の高さが目立ちますが、未修者の合格率も全国的にみてもかなり高い水準にあるとみてよいと思われます。

最後に、学内成績（全単位取得科目素点平均）と新司法試験の結果との相関関係を、これが最も密接な形で認められるであろう修了直後の受験について、学内成績上位3分の1と2分の1でみてみると、2007年度（95名修了・38名合格）については上位32名中26名（81.3%）、上位48名中32名（66.7%）が合格しています。2006年度（77名修了・28名合格）については上位26名中17名（65.4%）、上位39名中19名（48.7%）が合格していることからすると、学内成績と新司法試験の結果との相関関係は高まってきたとみてよいでしょう。

【表1】平成20年新司法試験法科大学院別合格者

法科大学名	受験者実数			合格者実数			全体合格率	既修合格率	未修合格率
	全体	既修	未修	全体	既修	未修			
一橋大法科大学院	127	93	34	78	65	13	61.4	69.9	38.2
慶應義塾大法科大学院	292	211	81	165	135	30	56.5	64.0	37.0
中央大法科大学院	352	276	76	196	179	17	55.7	64.9	22.4
神戸大法科大学院	128	91	37	70	54	16	54.7	59.3	43.2
東京大法科大学院	366	252	114	200	155	45	54.6	61.5	39.5
首都大東京法科大学院	79	68	11	39	35	4	49.4	51.5	36.4
千葉大法科大学院	69	57	12	34	28	6	49.3	49.1	50.0
東北大法科大学院	127	77	50	59	38	21	46.5	49.4	42.0
愛知大法科大学院	35	17	18	16	9	7	45.7	52.9	38.9
上智大法科大学院	120	79	41	50	39	11	41.7	49.4	26.8
京大法科大学院	241	169	72	100	84	16	41.5	49.7	22.2
大阪市立大法科大学院	82	46	36	33	21	12	40.2	45.7	33.3
大阪大法科大学院	127	20	107	49	15	34	38.6	75.0	31.8
成蹊大法科大学院	45	23	22	17	8	9	37.8	34.8	40.9
早稲田大法科大学院	345	26	319	130	20	110	37.7	76.9	34.5
横浜国立大法科大学院	65	23	42	24	8	16	36.9	34.8	38.1
広島大法科大学院	52	15	37	19	6	13	36.5	40.0	35.1
九州大法科大学院	105	9	96	38	6	32	36.2	66.7	33.3
神戸学院大法科大学院	18	1	17	6	1	5	33.3	100.0	29.4
名古屋大法科大学院	98	28	70	32	13	19	32.7	46.4	27.1

○全体合格率順で上位20校を表示

【表2】修了者数と新司法試験合格者数（率）との関係

新司法試験の実施年		平成18年		平成19年		平成20年	
入学年度	入学者数	修了者数	合格者数（率）	修了者数	合格者数【累積数】（累積率）	修了者数【累積数】	合格者数【累積数】（累積率）
平成16年	既修 21	21	10 (47.6%)	—	5 [15] (71.4%)	—	2 [17] (81.0%)
	未修 89			70	21 (30.0%)	7 [77]	8 [29] (37.7%)
平成17年	既修 9【*】			7	6 (85.7%)	—	1 [7] (100%)
	未修 89			【計】77	【計】27 (35.1%)		
平成18年	既修 17					72	26 (36.1%)
	未修 89					16	12 (75.0%)
						【計】88	【計】38 (43.2%)

○【\*】うち1名は在学中に旧司法試験に合格したため、もう1名は別の事情で退学した。  
○表中の太い実線の囲みは、修了直近の新司法試験の結果である。

# 法科大学院認証評価について

自己評価委員会委員長 水谷規男

法科大学院は、5年ごとに一度、認証評価機関による外部評価を受けなければならない。高等司法研究科は、大学評価・学位授与機構（以下機構という）の認証評価を受けることとし、平成18年度にその予備評価を受け、そして今年度に本評価を受けている。機構が定める評価項目は、①教育目的②教育内容③教育方法④成績評価及び修了認定⑤教育内容等の改善措置⑥入学者選抜⑦学生の支援体制⑧教員組織⑨管理運営⑩施設設備の10章にわたり、各章にさらに細分化された全部で54の基準がある。すでに認証評価を受けた他大学の例でも分るとおり、これらの基準のたつたひとつでも満たしていないものがあれば、他の基準でいかに優れた取り組みをされていて不適合と判定される。そこで、高等司法研究科では、本年度末に公表される評価結果において「適合」の判定を受けることができるよう、6月の自己評価の提出、その後の書面調査の照会事項への対応、11月の訪問調査への対応と、半年以上をかけて取り組んできた。

認証評価は、法科大学院の理念と実際の研究・教育活動のあり方を点検し、再確認する機会でもある。高等司法研究科におけるその取り組みは、予備評価の前から始まった。機構の基準に照らしてみたとき、当初のカリキュラム（旧カリキュラムという）は、科目分類においても、必修科目の考え方や学生の履修方法などにおいても、独自の体系性を持っていたために、いくつかの点で基準に適合していないことが分かったからである。そこで、高等司法研究科では、予備評価のときまでに新しいカリキュラム（平成19年度入学生から適用、新カリキュラム）を編成し、進級制を導入し、成績評価の厳格化や相対評価を徹

底するための組織的な対応をすることなど、とりわけ教育の質の確保に向けた取り組みを徹底するための様々な改革を行ってきた。本評価に際しては、これらの改革の成果を自己評価書に書き込むことができたので、予備評価のときよりは作業もスムーズに運んだと思っている。

しかしながら、11月の訪問調査のときに我々と評価委員の見解の相違が明らかになったり、基準に照らして問題があると指摘された事項は、我々が弱点だと思っていた事項とは違っており、率直に言って意外な感があった。たとえば、定期試験とレポートの中間的な形態の成績評価方法が一部の科目でとられている、とか3クラスのうち1クラスでシラバス記載どおりの授業が行われていない、といったものである。点検不足と言われればそれまでであるが、予備評価のときにも、あるいは認証評価とは別に行われている文部科学省の履状状況評価などでも、このような指摘を受けたことはなかったからである。訪問調査の直後に、指摘された事項はすべて機構の見解に沿うように改善措置をとった。

知人のある大学の法科大学院長が「認証評価は魔物だ」と述べられていた（「何が出てくるか分からない」という意味で、である。）。今回私も同じ思いを持ったが、結果がどう出るにせよ、今回の経験を次の認証評価に活かしていかなければならないし、評価結果が「適合」だったからといって安閑とはしてはならない。認証評価ではいい評価をもらったが、新司法試験の成績は振るわない（現にそういう他大学の例もある）では、法科大学院としての存在価値がないからである。

# 旅立つ人へ ～教員から学生へ

## 学びの往復書簡

本研究科教授 棟居快行

合格してそれぞれの修習地へ赴いたみなさん、改めておめでとう！合格体験記を寄せてくれた面々をはじめ、個人的にも忘れがたいユニークで有能な合格者を、阪大ローは今年も世に送り出しましたね。授業で判例のシャワーを浴びてきた君たちは、書面を書く側に回っても、余裕の笑顔でこなしてくれると信じています。

「思うに」、司法試験の本質（主催者側の本音）は「裁判官任用試験」です。最高裁は、「毎年100人の優秀な判事の卵を確保すれば、日本の司法は大丈夫。」と本気で考えていると思います。たしかに裁判官は司法のかなめである、彼らの仕事は実はずも創造性に富んでいると思います。つまり、たくさんの事実から重要なものを拾い出し、解決可能なように争点を整理したら、あとは条文の趣旨の読み込みと、関連判例があればその射程の範囲の確定くらいを武器に、弁慶の勸進帳よろしく、ほとんど白紙の上にはじめからあったように絵を書かなければならないこともあるでしょう（以上あくまで外野の感想ですが）。判例を当事者目線、裁判官目線でプロセスを追いながら読んできたみなさんは、こうした「判決の書ける人」にかなり近づいていても不思議ではありません。なお、在学生の人は、判例をただ読むのではなく、この事件を担当

する裁判官だとしたら、どのような条文や判例を使って、どのような論証をするか、という観点から自分でも頭で起案してみ、それから判決を読めば、事例問題と優秀答案がそこにあることとなりますね。ぜひ、こうした身に付く判例学習を心がけてください。棒読みでは何も残りません。

さて、一部の（半数くらい？）合格者の方々には、以上のような私の言いぐさは、嫌みに聞こえるかもしれません。判例をまともに予習するかわりに、授業中も見事に存在を消去して予備校本に線を引いていた君たち「内職派」も、「予習派」と変わらぬ合格率だったようですね。そうした君たちのなかには、現場思考に徹して問題の誘導に上手くなり、「予習派」の多くを上回るハイスコアで合格した強者もいたんだね。ロー教員の一人としては、「とにかく受かってくれてありがとう」と思う反面、「付け焼き刃の画像記憶と、あとは持ち前の現場思考だけで戦っていくのか・・・（運者でな！）」と武運を祈るのみです。たしかに旧試験時代も、この10年くらいは、予備校の再現答案や模範答案を丸暗記で合格する人もいたようです。予備校が「こう書いた人は合格してるよ」と教えると、もっとマシな答案が書ける受験生までがそのとおりにする一金太郎胎答案ばかりになり、

偶然少しだけ事案に即して書いた答案にすごく良い点がつく→合格者は肝心のセンテンス（そうとは知りませんが）を除いた「通り一遍」の再現をする→みんなが「通り一遍」の答案をマネする、という見事な悪循環が成立していました。ロー時代にはこうした法則は崩れたはずですが、それでも知識の安易なサブプリメントとしての予備校本に対するニーズは、相変わらず強いようですね。よく噛めばおいしい判例や、とりあえずアゴを鍛えてくれる基本書を横に置いて、もったいない話です。

ついでに在学生に一言。法書になったら誰も助けてくれないよ、と実務家の先生方から聞かされていませんか？判例百選の事案と判旨を正確に憶えるまで繰り返し読み込みながら、「なぜ裁判官はそう書いたのか」を考えつつければ、「彼ら」のように考え書く＝「彼ら」の一員が務まる＝裁判官任用試験である司法試験には当然に合格する、となるはずです。地味だが「一生もん」の勉強術をここで実践することが、これから合格されるみなさんの輝かしい未来を拓いてくれることでしょう。

最後に合格者のみなさん、最前線で新しい法律問題にチャレンジする法曹としてご活躍されることを心より祈っています。お元気で！